

所管事務の調査（報告）

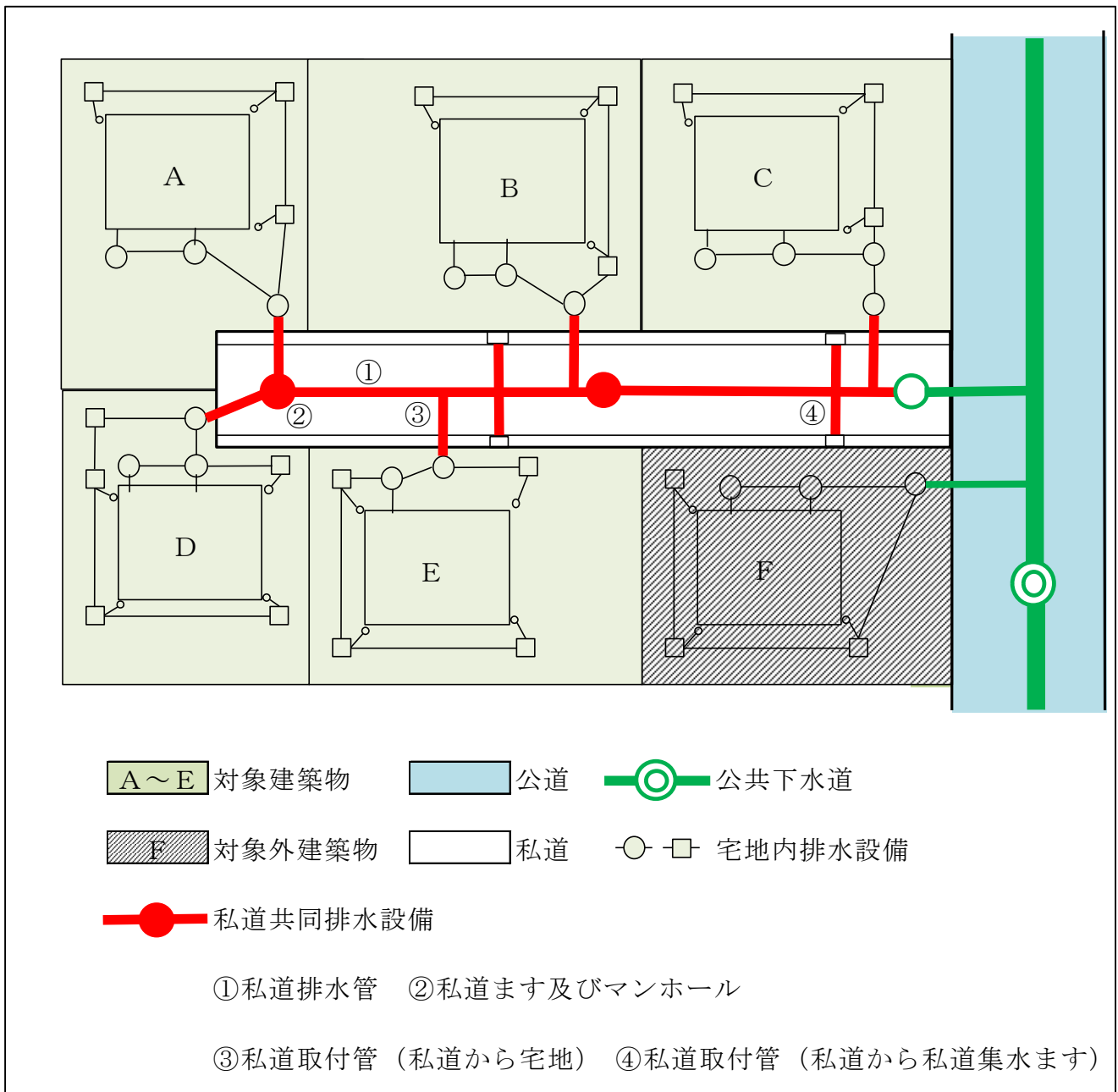
- ・私道共同排水設備の修繕に関する助成制度の創設について

上下水道局

私道共同排水設備の修繕に関する助成制度の創設について

1 私道共同排水設備の概要

- 私道共同排水設備とは、私道に面した複数の排水設備設置義務者（建物所有者等）が、下水を宅地から公共下水道へ共同で排除する排水設備をいう。

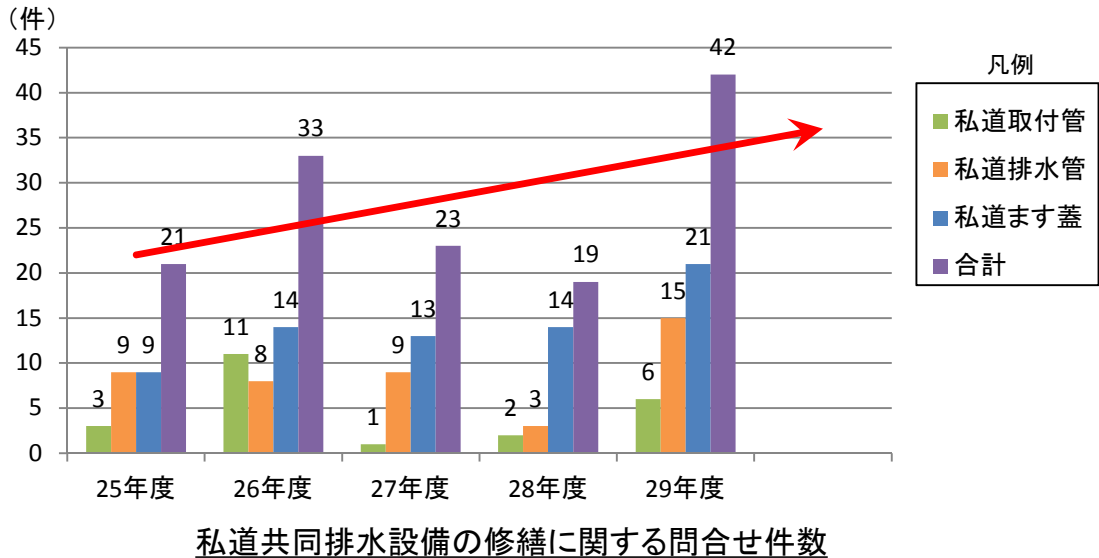


私道共同排水設備敷設標準図（合流地域の場合）

2 制度創設の背景・経緯

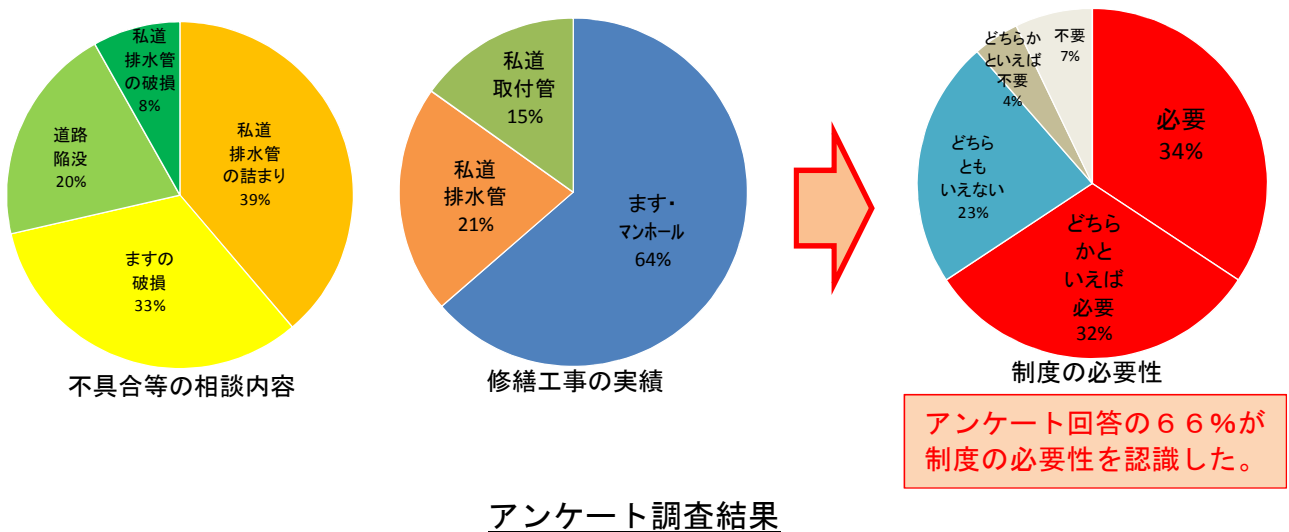
(1) 背景

現在、本市の下水道は普及促進から維持管理の時代に移行してきている。下水道法上、所有者等が修繕等を行う私道共同排水設備についても、老朽化の進行による修繕についての相談や問合せ件数が年々増加するとともに、私道共同排水設備の不具合などによる公共下水道への影響も現れてきている。そういった中で、修繕に関する助成制度創設についての要望も寄せられるようになった。



(2) 排水設備指定工事店から見た制度の必要性

私道共同排水設備の修繕に関する制度の必要性について、排水設備指定工事店にアンケート調査を実施し、次のとおりその必要性が確認された。



アンケート調査結果

(3) 公共下水道への影響

私道共同排水設備が適正に維持管理されない状況は、市民生活のみならず、公共下水道の適正な保全にも影響を及ぼすこととなる。

私道共同排水設備の不具合



私道排水管の破損による
ますの詰まり



私道排水管の破損による
土砂流入・道路陥没



ますの破損による
雨水などの混入

公共下水道への影響



ますの詰まりによる
汚水の溢れ



土砂流入による
公共下水道管の詰まり



雨水などの混入による
溢水

3 制度の創設

私道共同排水設備の適正な維持管理を促進し、公共下水道の適正な保全を図るため、私道共同排水設備の修繕を行う者に対して助成金を交付する制度を創設する。

公共下水道の適正な保全

市民の快適な生活環境・公衆衛生の維持

老朽化した排水設備に起因する社会経済活動への影響の軽減

市民の安心・安全の確保

私道共同排水設備の修繕を行う者に対して助成金を交付する制度を創設

4 制度の概要

(1) 助成対象

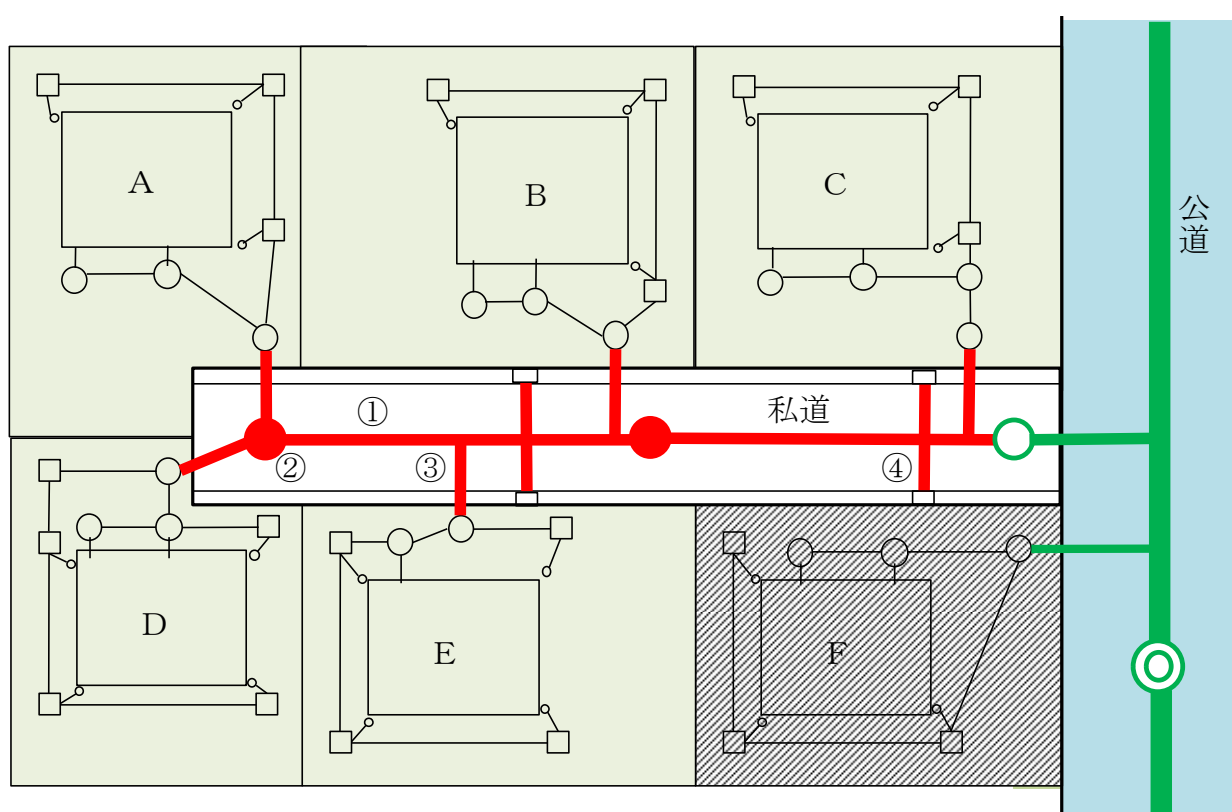
- ・私道共同排水設備の修繕工事及びこれに付随する付帯工事

(2) 助成条件

- ・私道の幅員が1 m以上であり、かつ一端が公道に接続
- ・私道共同排水設備に汚水を排除する建築物が2戸以上
- ・敷設後10年を経過（敷設時期が不明の場合は告示後11年）
- ・利害関係人（私道所有者、共同排水設備所有者・使用者）全員の承諾

(3) 助成対象工事の範囲（■部）

- ・私道ます又はマンホール相互間を接続する私道排水管の一部（①）
- ・私道ます及びマンホール（高さ調整、部材の取替え等）（②）
- ・私道取付管（③・④）
- ・その他（試験掘、ガス・水道管の切回し、道路の復旧など）



助成対象範囲図

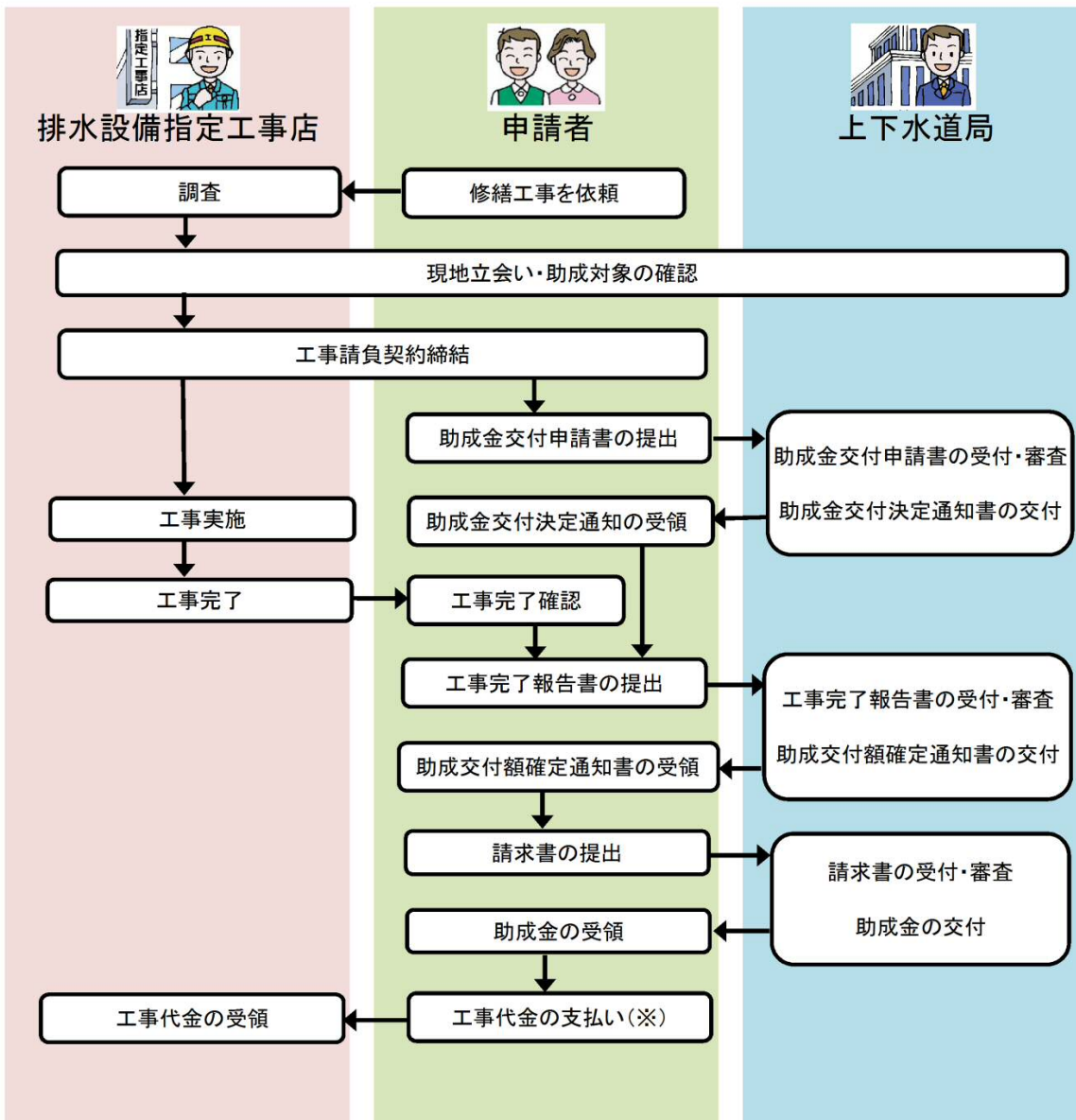
(4) 助成率

- ・ 工事費の10分の7

(5) 計画事業費と財源

- ・ 計画事業費：1,000万円/年
- ・ 財 源：下水道使用料

(6) 制度の流れ



※本フローでは、申請者から排水設備指定工事店への工事代金の支払時期を、助成金交付後としております。

(7) 制度運用開始時期

・平成31年4月1日

5 制度利用者へのお知らせ

- ① 上下水道局ウェブサイトに制度の概要を掲載
- ② 広報紙「かわさきの上下水道」に制度の概要を掲載
- ③ 「かわさき市政だより」に制度の概要を掲載
- ④ 上下水道局の各事業所や区役所でリーフレットを配布
- ⑤ 排水設備指定工事店へ制度を周知

6 今後の予定

	平成30年度			平成31年度
	1月	2月	3月	4月
審議機関	●経営審議委員会(1/21)			
議会関係		●所管事務の報告(環境委員会)(2/8)		
要綱関係			●予算案議決	
要綱関係			●要綱等改正	
報道対応		●報道発表(2/8)		
周知関係		●新制度のPR		
				制度運用開始(4/1~)